訪問理容及び美容の助成について

在宅でねたきり等で外出が困難な高齢者に、在宅において理容師又は美容師から調 髪が受けられるように訪問費用の助成をします。

申請書が提出された後、審査の上、決定します。

●対象者

在宅で、市民税・県民税が非課税の方で下記のいずれかに該当する方

- ・寝たきり等で、外出が困難な高齢者
- ・認知症等により常時介護を必要とする、外出困難な高齢者
- 身体障害者手帳1級又は2級所持者で、外出困難な高齢者
- ●助成を受けられる回数 年間最大4回(申請月により異なります)
- ●助成金額

1回あたり2,000円の出張費用を助成 ※ 頭髪のカット代金は自己負担

●申請及び利用方法

- 1. 市高齢福祉課へ助成の申請をする(年1回)
- 2. 市から助成券交付後、利用希望の場合は、男性の場合は理容組合に、女性の場合は美容組合に連絡をして訪問日を決める
- 3. 各組合から理容師もしくは美容師が派遣され、ご自宅で施術
- 4. 助成券1枚と頭髪カット代金を理容師もしくは美容師に支払う

●注意事項

- ・紛失等による助成券の再発行はできません
- ・理容師もしくは美容師が車で訪問する際は、駐車スペースを用意してください
- ・訪問日は火曜日(定休日)もしくは応相談となります

●連絡先

【理容組合】茨城県理容生活衛生同業組合竜ケ崎支部取手部 (代 表)鈴木 規雄(理容スズキ) 井野団地 3-19-103 ☎72-3060

【美容組合】茨城県美容業生活衛生同業組合 取手エリア (代 表)馬場 香(美容室かおる取手店) 東 6-37-7

☎74−2483

●問合せ先

取手市役所 高齢福祉課 高齢者福祉係

☎ 0297-74-2141 (内線1322)